

医師会はどういう団体?



医師会とは、全国で約16万8千人の医師が加入している、日本最大の医療専門家集団です。



- 弁護士会と異なり入会は強制ではなく、医師会活動に賛同した医師が任意で加入しています。組織は郡市区医師会、都道府県医師会、日本医師会の三層構造になっており、それぞれ規模に応じた活動を行っています。
- 医師会の基本は、「地域住民の健康と医療を守っていく」という使命であり、 医師会の願いは、「必要とする医療が過不足なく受けられる社会づくり」に尽き ます。そのための提言を国や地域に対して行っていますが、時々それが医師のた めの利益擁護ととらえられてしまうことがあることが、残念であり、悩みの種で す。
- 具体的には、すべての国民が、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」必要な高水準の医療を公平に少ない自己負担で受けることができる「国民皆保険制度」を守る運動や、予防接種で防ぐことのできる病気のワクチン接種を公費(定期接種)で受けられるように国に働きかけたり、地域医療の崩壊を食い止める「かかりつけ医」の役割を育てる活動など、その他多くの活動をしています。

日本医師会・都道府県医師会・郡市区医師会の 三層構造



全国にたくさんの 「医師会」があるけど、 どんな仕組み?

日本医師会に入るためには、 勤務先の地区医師会と千葉県 医師会の加入が必要です

日本医師会



都道府県医師会

千葉県医師会に入るため には、勤務先の地区医師 会の加入が必要です



郡市区等医師会

千葉県内には25の地区 医師会があります

《大学医師会、国立病院医師会、県庁医師会等を含む》

-9-

誕生から死までのライフステージ



太郎くんの一生と医師会の物語

太郎くん 誕生





母体保護法指定医師の指定

母体保護法は、母性の生命健康を保護することを目的とし、不妊手術と 人工妊娠中絶について定めています。

母体保護法は、一定の人工妊娠中絶を合法化している「指定医師」のみが 人工妊娠中絶を行うことができます。

母体保護法「指定医師」は各都道府県医師会が指定しており、千葉県内に おいては、千葉県医師会が審査し、指定しております。

日本産科婦人科学会専門医の資格保有者は、母体保護法指定医師も取得するのが望ましいという流れになっており、指定医師数が増加しています。

指定を受けた後は、2年に1度の更新が必要です。更新するための研修は、

千葉県医師会で開催しています。



健診(検診)

病気を早期に発見し、早期に適切な治療ができるようにします。また、病気につながる生活習慣などを改善し、病気になる前に予防することで、国民の健康状態の向上をはかります。(一般健診、がん検診、特定健診、妊産婦検診、肝炎ウィルス検査など)

- ✔健診(検診)の集合契約と研修会開催
- ✔健診(検診)医師の派遣
- 健診センターの運営



予防接種



子ども達を含めた全ての国民が、費用の心配をしないで必要な予防接種が受けられるように、国に働きかけています。実際の予防接種においても、医師会が自治体と接種医師との間に立ち、契約や説明、接種事故があった時の対応など、予防接種に関する様々な仕事に係わっています。

- ✔年間の接種スケジュールの策定、接種医師派遣
- ✔個別接種の契約と医療従事者への研修
- ✓定期接種化への働きかけ
- ✓公費補助制度の推進



学校医·園医

定期的な健康診断や、学校行事にあわせた健康チェックを行うなど、職員や児童・生徒の健康管理を受け持ちます。 医師会は全ての市町村立・県立学校にその地域で活躍する 医師を「学校医」として推薦し、地域医療と学校保健の連携を深める活動を推進しています。

- ✓ 学校医・園医・保健所嘱託医の派遣
- ✓学校健診(検診)
- ✓学校保健委員会への参加
- ✔児童生徒や職員などへの健康相談
- ✓学校における公衆衛生的諸問題への対応



かかりつけ医とは

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医・ 専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総 合的な能力を有する医師

家族関係や 社会的背景を 理解して くれている

通い やすい 相談しやすく、 話をよく 聞いてくれて わかりやすい 言葉で 説明してくれる

病気の経過を よく知っていて 適切な治療に つなげてくれる

待ち時間 が短い

往診や 訪問診療を してくれる

> 地域での 生活を支え、 最期を看取っ てくれる



地域の他職種や 専門医、 ボランティアとの 連携を とってくれる



住民が休日や夜でも安心して生活できるように、医師会 は救急医療体制の構築に全力で取り組んでいます。

- ✓国·都道府県・地域それぞれの救急医療体制の構築・ 維持
- ✓メディカルコントロール体制(MC体制)を通じ、 救急救命士·救急隊員の教育や、病院前救護体制の確立
- ✓ドクターへリ運営事業への協力
- ✔ 夜間急病診療所の運営協力・医師派遣
- ✓二次待機病院輪番制度の運営
- ✔ 休日当番医制度の運営



救急災害医療

千葉県医師会では、JMAT研修会を開催しています

他地域支援より、まず、自地域が被災した場合を含めた県内 相互支援体制の確立。地域ごとの「積極的受援体制」

災害医療対する共通認識、共通言語の習得

医療過疎地ほど、災害医療のスペシャリストを





「こども急病電話相談」を運営しています

お子さまが急な病気で心配なとき(急病や急な発熱) 看護師や医師が電話でアドバイスします。

保護者の不安解消と夜間の小児救急受診を抑制するなど、 地域医療を守るため、千葉県から委託を受け、千葉県医師 会が関係団体の協力のもと運営しています。

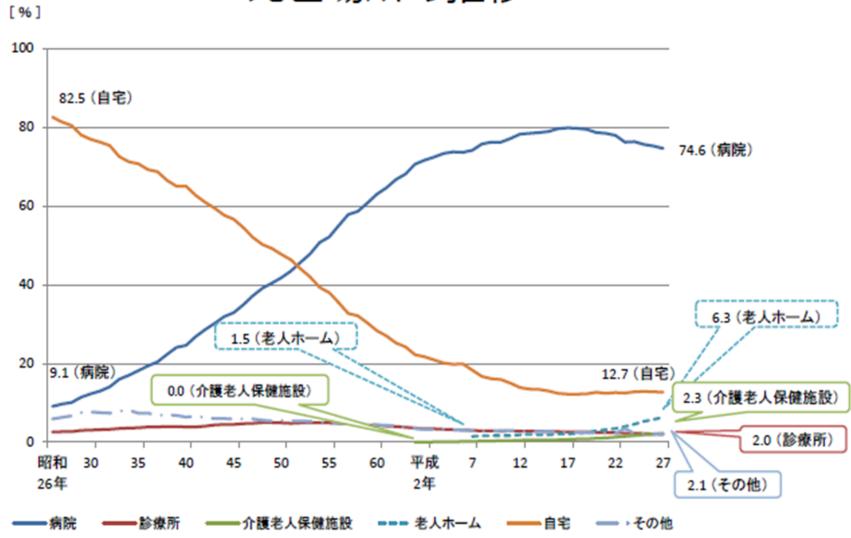


在宅医療

病気や障害で自宅での療養が必要になったとき、たとえがんの末期や難病になったとしても、住み慣れた地域で家族や友人と一緒に生活しながら継続した医療が受けられるように、在宅医療の普及に積極的に取り組んでいます。

- ✔ 在宅医療に対応可能な会員医療機関情報の提供
- ✔ 在宅医療サポートセンターなどの運営
- ✔訪問看護ステーション、訪問リハビリテーションなどの運営

死亡場所の推移



[※] 老人ホームとは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。 平成6年までは、老人ホームでの死亡は、自宅又はその他に含まれている。

「在宅療養」とは?

入院、通院に並ぶ第3の選択肢が「在宅療養」です。



在宅療養とは、通院が困難な 病状でも入院をせず、自宅での在 宅医療や在宅介護を受けながら、 療養生活をしていくことです。

医師が定期的に自宅に伺い診療(訪問診療)するので通院の苦労がなく、慣れ親しんだ環境の中で治療を続けていくことができます。



元千葉県医師会副会長 土橋 正彦先生

チームで支える在宅医療

~ 退院から看取りまで在宅療養を支える連携体制を構築~

【ケアマネジャー】

- ・介護保険サービスを提供するため 患者に応じたケアプランを作成
- 各種専門職との連絡調整



【ホームヘルパー】

身体介護を実施

入浴、排せつ、

食事などの



- 在宅患者の状態や病状を診察
- 医療スタッフに指示





【訪問看護師】

- ・血圧、体温、脈拍などの健康 状態を確認
- 点滴などの医療的処置を実施



【訪問歯科医】

- ・虫歯の治療や入れ歯の調整
- 飲み込み機能の低下や誤嚥性肺炎を 予防するための指導

【在宅医療連携拠点】

・必要に応じて、整形外科、 耳鼻咽喉科等の医師や 栄養士などの専門職種 を紹介



【薬剤師】

・薬を正しく飲めているか 副作用は問題ないか 重複している薬があるか などの確認

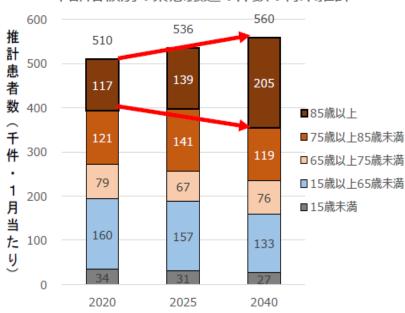


2040の医療需要について

医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が増加することが見込まれる。2020年から2040年にかけて、 85歳以上の救急搬送は75%増加し、85歳以上の在宅医療需要は62%増加することが見込まれる。

救急搬送の増加

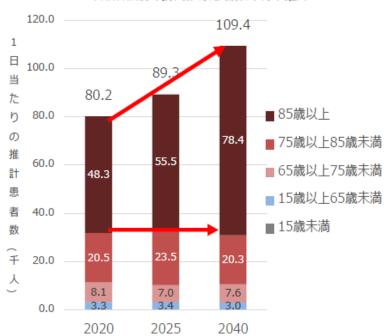
年齢階級別の緊急搬送の件数の将来推計



2020年から2040年にかけて、75歳以上の救急搬送は36%増、 85歳以上の緊急搬送は75%増と見込まれる。

在宅医療需要の増加

年齢階級別の訪問診療患者数の将来推計



2020年から2040年にかけて、75歳以上の訪問診療の需要は 43%増、うち85歳以上の訪問診療の需要は62%増と見込まれる。

を基に地域医療計画課において推計。

出曲:厚生学器省「患者調査」 総務省「人口推計」(2017年) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

資料出所:消防庁データを用いて、緊急搬送(2019年度診療分)の件数を集計したものを、2020年1月住民基本台帳人口で把握した都道府理別人口で除して年齢 階級別に利用率を作成し、地域別将来推計人口に適用して作成。 緊急搬送の1月当たり件数を、年齢階級別人口で除して作成。

性別不詳については集計対象外としている。また、年齢階級別人口については、年齢不詳人口を除いて利用した。

2015年3月 千葉県保健医療圏計画及び地域医療構想に係る調査分析事業 報告書 ※外来患者数(往診・訪問診療含む)





※ 各表中のパーセンテージの欄が「」となっているところは、患者数が 10 人未満。

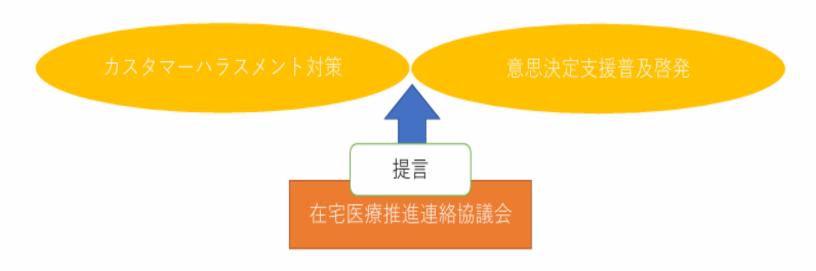
新規に在宅医を増やすための特別な取り組み

- 1. 多職種連携会議:千葉市在宅医療連絡協議会
- 2. 同行研修: 千葉市から委託を受け2015年度から開始
- 3. 千葉市立青葉病院在宅医療支援病床
- 4. 千葉市医師会 在宅がん患者支援体制 千葉県がんセンター緩和医療科 坂下先生
- 5. 千葉市医師会だより「在宅医療通信」 在宅医療推進委員会委員が交代で執筆
- 6.在宅医療連携ML(メーリングリスト)の活用
- 7.在宅医療の診療報酬算定

千葉市在宅医療推進連絡協議会

2012年4月から千葉市から委託を受け、千葉市 医師会を中心に在宅医療を推進する為、千葉市歯科 医師会、千葉市薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県 訪問看護ステーション連絡協議会、千葉県理学療法 士会、千葉市立青葉・海浜病院地域連携室、在宅療 養支援診療所、地域包括支援センター、千葉市介護 支援専門員協議会、千葉県栄養士会、学識経験者 (千葉県リハビリテーションセンター、千葉県がんセン ター・柏保健所長)より委員を推薦頂き、千葉市介護 保険課長、千葉市高齢福祉課長、千葉市健康企画 課長で委員会を招集し、年2回の協議会と年1回の 講演会を実施しております。

令和4年度の主な課題



中央区 花見川区 稲毛区 若葉区 美浜区 多職種連携会議 多職種連携会議 多職種連携会議 多職種連携会議 多職種連携会議 カスタマーハラス 災害対策 フレイル予防 精神福祉との連携 おひとり様支援 地域資源開発 メント カスタマーハラス 高齢者虐待におけ 頻回救急 介護難民防止 ICTの活用 薬剤師との連携 メント る多職種連携 障害制度との連携 入退院支援 入退院支援 千葉市在宅医療•介護連携支援 貧困対策 おひとり様支援

センターホームページ

千葉市在宅医療・介護連携支援 センターホームページ

概要

○全21回 延べ参加者数 1,287人 (R3:15回 852人)

(内訳)

地域	延べ参加者数
中央区 (※)	495人
花見川区	204人
稲毛区	134人
若葉区	201人
緑区	117人
美浜区	136人
	※あんしんケアセンター中央圏域を除く



おひとりさま 支援の手引き

身寄りのない高齢者の支援については、具 体的ではなくとも、「こんな支援が要るかも …」「この辺を聞いておかないと…」と感じ ることがあると思います。

また、利用者から「誰にも迷惑を掛けたくな い」「誰も頼れる人がいないけど、死んだら どうなるの?」と聞かれた事があるケアマ ネジャーも多いと思います。状況に応じた 場面ごとに確認しておくべきポイントを把 握し、どの利用者でも「想定内」の対応がと れる、そんな手引きをつくりました。

★ 千葉市

これらは フスメントに 該当します

相手に危害を加えたり、脅すつもりがなくとも、 相手が脅威・不快に感じれば、それはハラスメントに該当します。



物を 投げる



つばを 吐く



体や物に 危害を 与える



怒鳴る



理不尽な



きまとう

保健・福祉の充実、向上を目指します。

干草市医師会は、干草市と協力して、医療・保健・複雑の充実、向上を目指して さまざまな事業を行っています。



● -www. 干無市医防治

∠医師会会員のために

- ・各種携型会、誘型会の興催 (日本医師会生 運飲省システム、放急医対応的上研修会等)
- 皮膚トラブル時の相談、副門井橋士の紹介 関東中枢経理生剤の個別接着時の立会い、
- 集団部形容の開催 各種物好会活動の支援、親睦のための
- レクリエーションの実施 干菓市県南部会との協問による教会送業
- 品の常備 感染症拡大時の防具等の配布
- 医療安全情報の配布



3 会員たけができること

地域のために

学校医。保護所・保護閣職託医の推薦

干禁市の行う小児保健事業への協力

- ・干集市との契約による予防注射が恐ち飛つクラン。 英部省インフルエンザ等)
- ・干集市との契約による各種検診 (がん検診、特定 林拉、特定保健地市等?
- · 学校医、原育医、智师医
- 各専門科医会への加入



公舗法「すこやか Chiba」、「わたしの町のお医者さん」の発行 地域の ために 干菓茶、関係告会との気害時協力体制作り、連時間の管理、訓練。 運用マニュアルの作成



·干算而内の流行性疾患への対処、学校感染症予防、発生時の対策-

